

関連データ集

都道府県別の経済的豊かさ(可処分所得と基礎支出)(2019年)

- 東京都の可処分所得は全世帯平均では全国1位だが、中央世帯(※₂)の平均は5位。
- 一方で中央世帯の基礎支出(※₃に示す食・住関連の支出を言う。)は最も高いため、可処分所得と基礎支出との差額は25位。通勤時間を加味(※₄)すると40位。
⇒東京都の中間層の世帯は、他地域に比べ経済的に豊かであるとは言えない。

※₁世帯はすべて2人以上の勤労者世帯(単身又は経営者等は含まない)。
※₂中央世帯とは、都道府県ごとに年間収入の上位40%~60%の世帯を言う。
※₃基礎支出=「食料費」+「(特掲)家賃+持ち家の帰属家賃」+「光熱水道費」。なお、「持ち家の帰属家賃」は「家計構造調査(R1)」で推計しているもの。
※₄「令和5年住宅土地統計の通勤時間」、「令和5年毎月勤労統計地方調査における一ヶ月当たり出勤日数」及び「令和5年賃金構造基本統計における一時間当たり所定内給与」を用いて国土交通省国土政策局で作成(所定内給与は居住都道府県における数値を適用)。

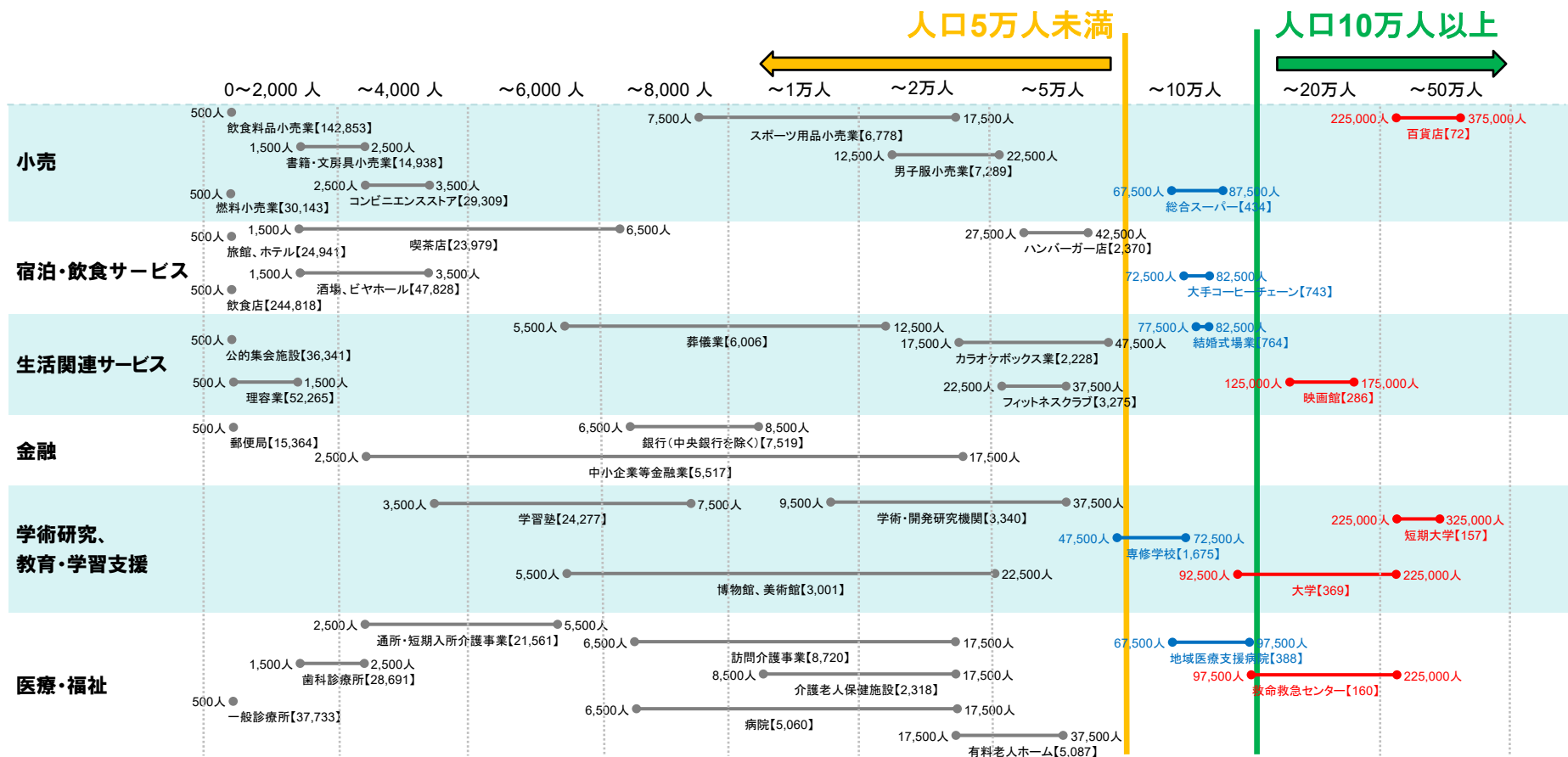
(全世帯) 可処分所得 順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	東京都	茨城県	富山県	埼玉県	岩手県	京都府	千葉県	神奈川県	長野県	島根県	栃木県	静岡県	福井県	長崎県	香川県	新潟県	愛知県	岐阜県	石川県	滋賀県	奈良県	山形県	三重県	秋田県	兵庫県	岡山県	山梨県	大阪府	鳥取県	徳島県	広島県	山口県	福島県	宮城県	福岡県	熊本県	佐賀県	大分県	高知県	和歌山県	群馬県	愛媛県	北海道	青森県	鹿児島県	宮崎県	沖縄県
(中央世帯) 可処分所得 順位(A)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	茨城県	埼玉県	長野県	島根県	東京都	神奈川県	鳥取県	富山県	京都府	石川県	新潟県	滋賀県	福井県	福岡県	香川県	大阪府	熊本県	岐阜県	千葉県	山梨県	愛知県	山形県	徳島県	長崎県	三重県	奈良県	岡山県	栃木県	北海道	大分県	広島県	秋田県	岩手県	兵庫県	群馬県	福島県	愛媛県	宮城県	山口県	佐賀県	宮崎県	青森県	高知県	鹿児島県	和歌山県	沖縄県	
(中央世帯) 基礎支出 順位(B)	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
	鹿児島県	宮崎県	沖縄県	栃木県	長崎県	大分県	愛媛県	和歌山県	山口県	徳島県	高知県	佐賀県	香川県	鳥取県	岩手県	福岡県	岐阜県	三重県	山梨県	福島県	北海道	熊本県	島根県	青森県	広島県	福井県	秋田県	奈良県	岡山県	山形県	新潟県	群馬県	長野県	茨城県	滋賀県	富山県	愛知県	兵庫県	静岡県	宮城県	千葉県	石川県	京都府	大阪府	埼玉県	神奈川県	
(中央世帯) 差額順位 (A-B)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	茨城県	島根県	鳥取県	長野県	静岡県	富山県	埼玉県	福岡県	香川県	新潟県	京都府	福井県	長崎県	岐阜県	熊本県	栃木県	滋賀県	山梨県	石川県	徳島県	三重県	大分県	神奈川県	山形県	東京都	北海道	愛知県	奈良県	岡山県	広島県	大阪府	千葉県	秋田県	岩手県	愛媛県	宮崎県	山口県	佐賀県	群馬県	兵庫県	鹿児島県	和歌山県	宮崎県	沖縄県			
(参考)上記差額から更に費用換算した通勤時間(C)を差し引く																																															
(A-B-C) 差額順位 (通勤時間控除)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	茨城県	鳥取県	島根県	長野県	富山県	静岡県	新潟県	香川県	長崎県	福井県	福岡県	熊本県	山梨県	徳島県	石川県	岐阜県	京都府	栃木県	大分県	滋賀県	山形県	三重県	北海道	埼玉県	秋田県	岡山県	広島県	愛媛県	岩手県	宮崎県	愛知県	奈良県	山口県	福島県	佐賀県	鹿児島県	大分県	青森県	群馬県	東京都	神奈川県	千葉県	高知県	和歌山県	兵庫県	宮崎県	沖縄県

※「家計構造調査(R1)」(総務省)等を基に 国土交通省国土政策局が作成・加工。
中央世帯の可処分所得及び基礎支出は、「家計構造調査(R1)」の年間収入階級(44区分)別の集計表を用い、年間収入が上位40%~60%の世帯が含まれる階級のみ平均値を利用。

1

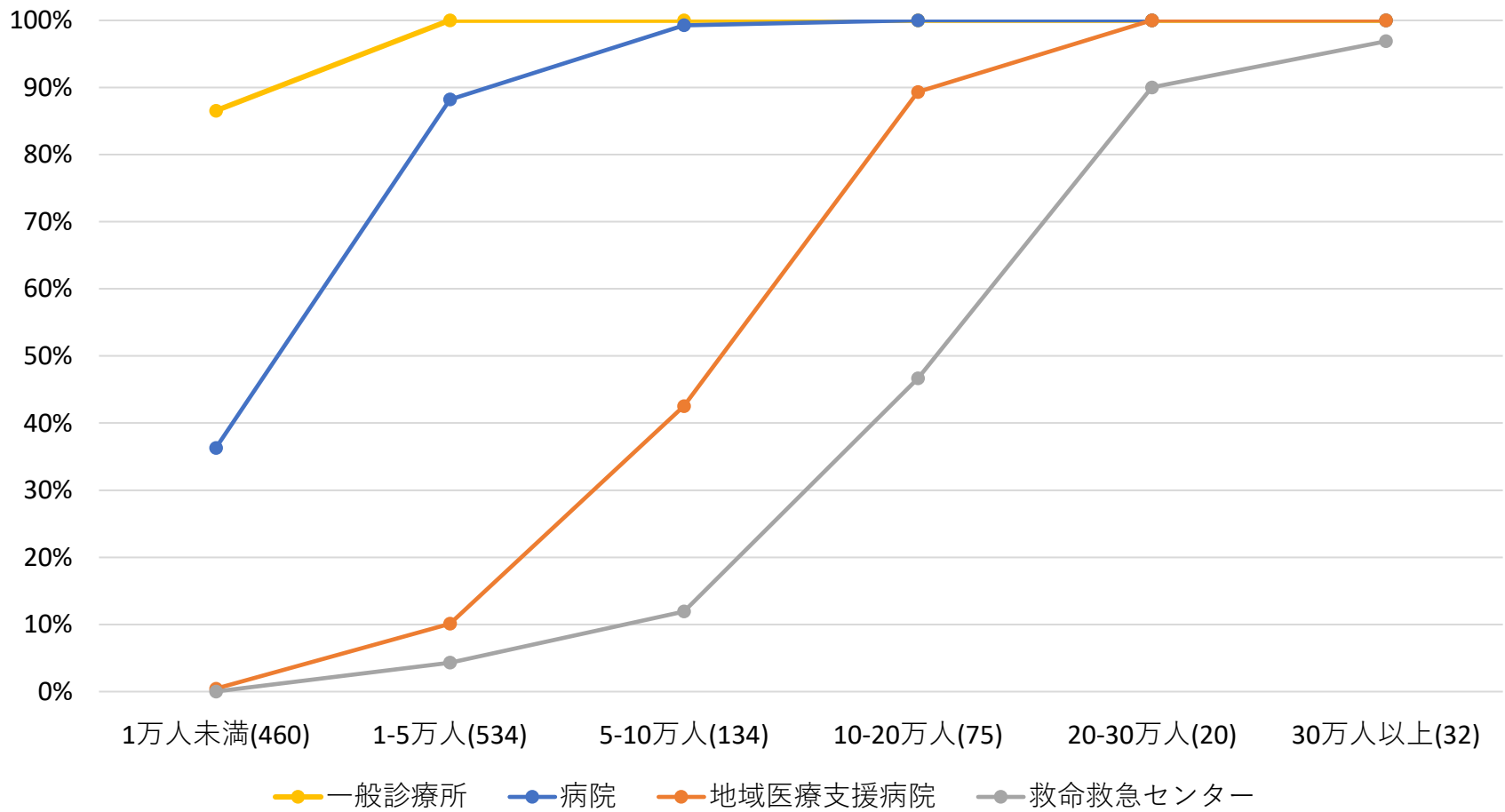
対個人サービス施設の立地と人口規模

- 10万人以上の人口規模でないと(80%の確率で)立地されない施設は、百貨店、映画館、大学、救命医療センターなど。同じく、5万人以上(10万人未満)の人口規模でないと立地されない施設は、総合スーパー、大手コーヒーチェーン、結婚式場など。
- 一方で、ハンバーガー店、カラオケボックス、フィットネスクラブ、有料老人ホームなど、多くの施設は人口5万人未満の人口規模で(80%の確率で)立地される。



施設の立地と人口規模【医療】

- 「一般診療所」は、人口1万人未満の市町村で8割以上、1万人以上で概ね10割立地。「病院」は、人口1万人以上の市町村で8割以上、10万人以上で概ね10割立地。
- 「地域医療支援病院」、「救命救急センター」は、人口20万人以上の市町村で概ね9割以上立地。

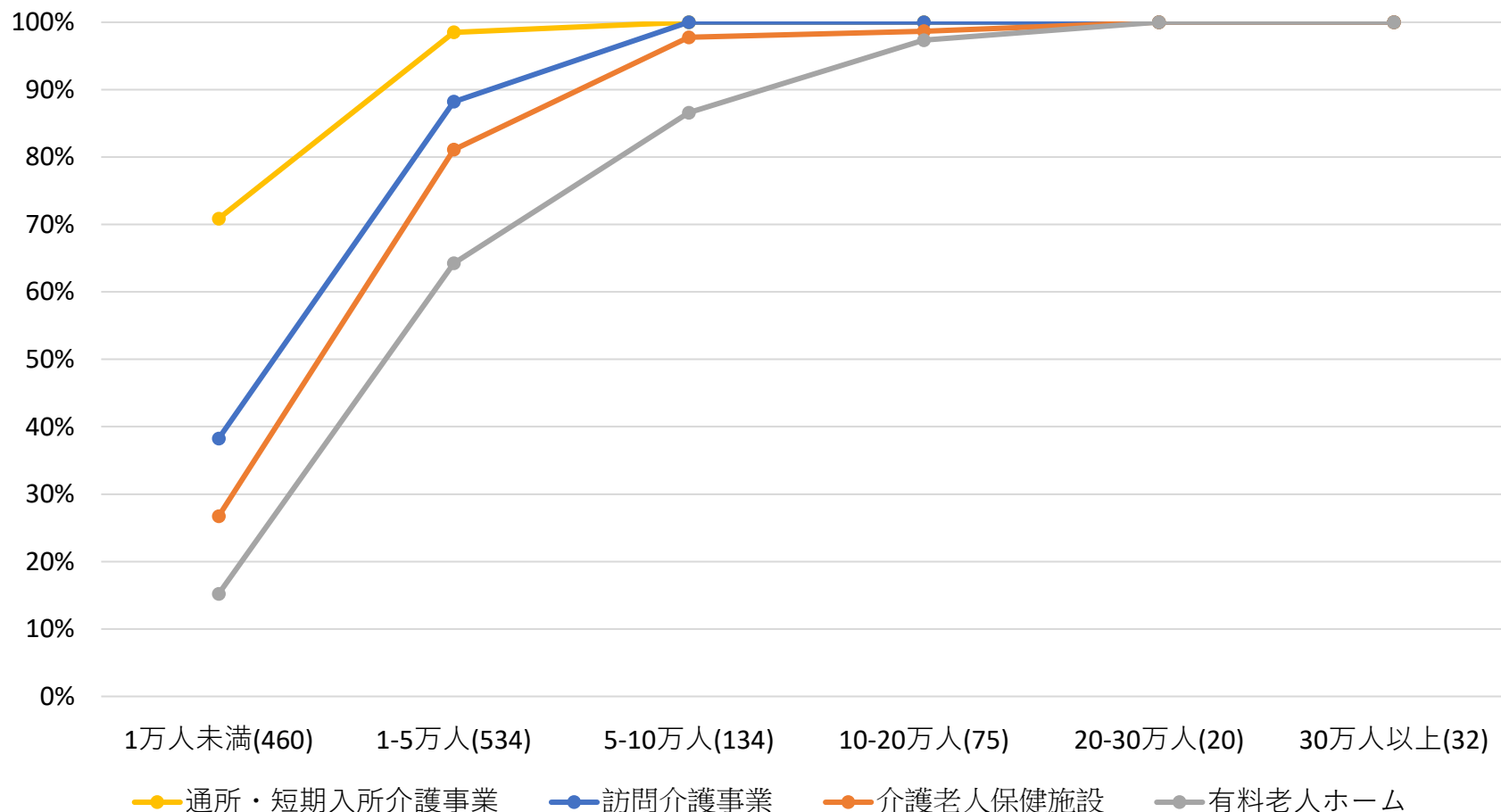


(注)「病院」は、患者20人以上の入院施設を有する病院。「地域医療支援病院」は、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院として、都道府県知事が承認したもの。「救命救急センター」は、重篤な救急患者への医療を確保することを目的に設置された地域の救急医療体制を完結する機能を有する三次救急医療機関。

(出典)総務省「令和3年経済センサス」、厚生労働省「地域医療支援病院について」、同「救命救急センター設置状況一覧」をもとに、国土交通省国土政策局作成
 ※三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)を除く。

施設の立地と人口規模【福祉】

- 「通所・短期入所介護事業」は、人口1万人未満の市町村で概ね7割、1万人以上で概ね10割立地。「訪問介護事業」及び「介護老人保健施設」は、人口1万人以上の市町村で概ね8割以上、5万人以上の市町村で概ね10割立地。
- 「有料老人ホーム」は、人口10万人以上の市町村で概ね10割立地。



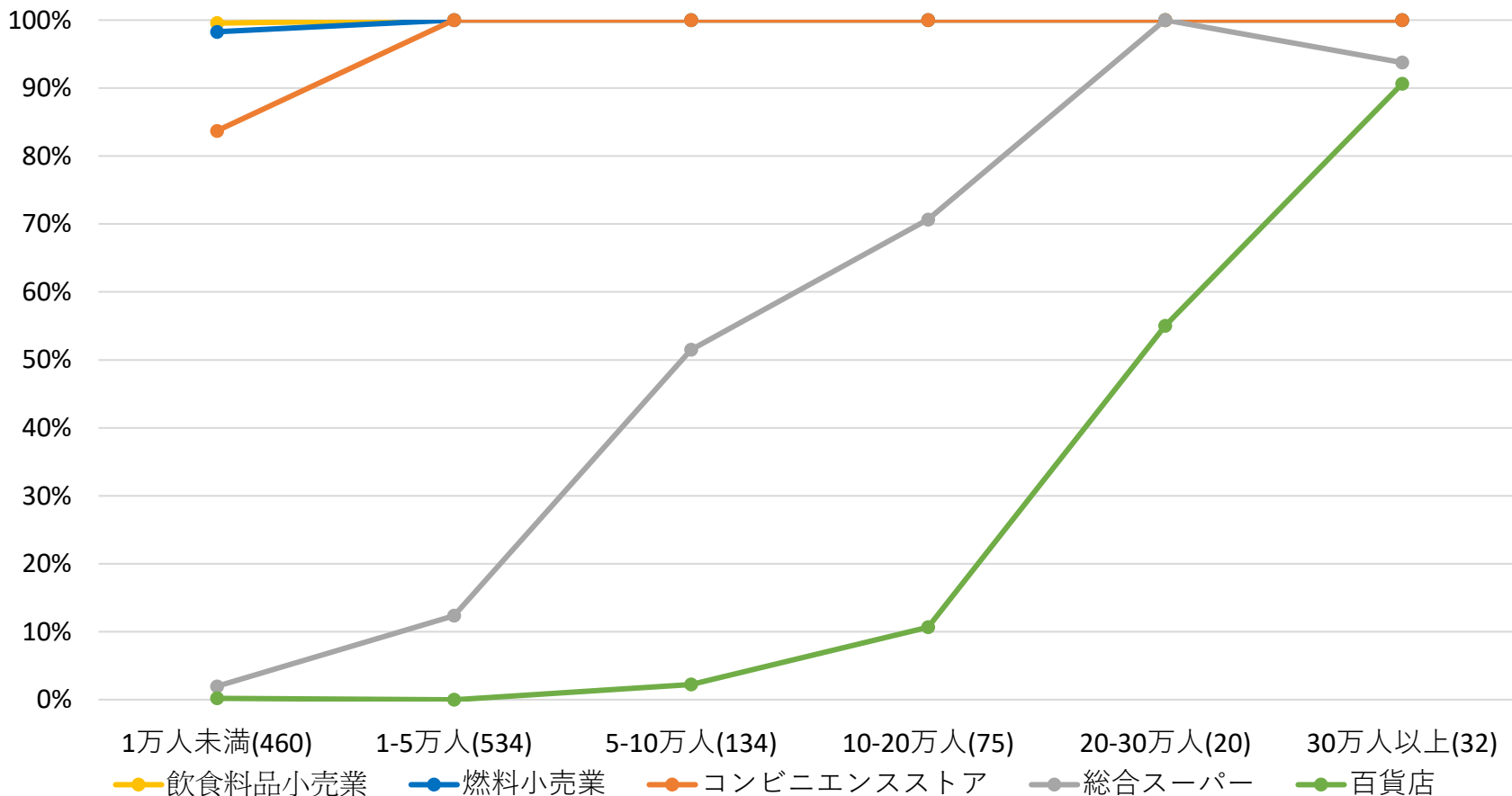
(注)「通所・短期入所介護事業」は、要介護者等を通所又は短期入所させ、介護等の日常生活上の世話や機能訓練を行う事業所。「訪問介護事業」は、要介護者等の居宅において、入浴・食事等の介護やその他の日常生活上の世話を行う事業所。「介護老人保健施設」は、主として居宅における生活への復帰を目指す要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療ケアを行う事業所。「有料老人ホーム」は、入居一時金等の料金を徴収して老人を入居させ、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を供与する事業所。

(出典)総務省「令和3年経済センサス」をもとに、国土交通省国土政策局作成

※三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)を除く。

施設の立地と人口規模【商業】

- 「飲食料品小売業」及び「燃料小売業」は人口1万人未満の市町村で概ね10割立地。「コンビニエンスストア」は、人口1万人未満の市町村で8割以上、人口1万人以上で概ね10割立地。
- 「総合スーパー」は、人口10万人以上の市町村で概ね7割以上、人口20万人以上で9割以上立地。
- 「百貨店」は人口30万人以上の市町村で9割以上立地。

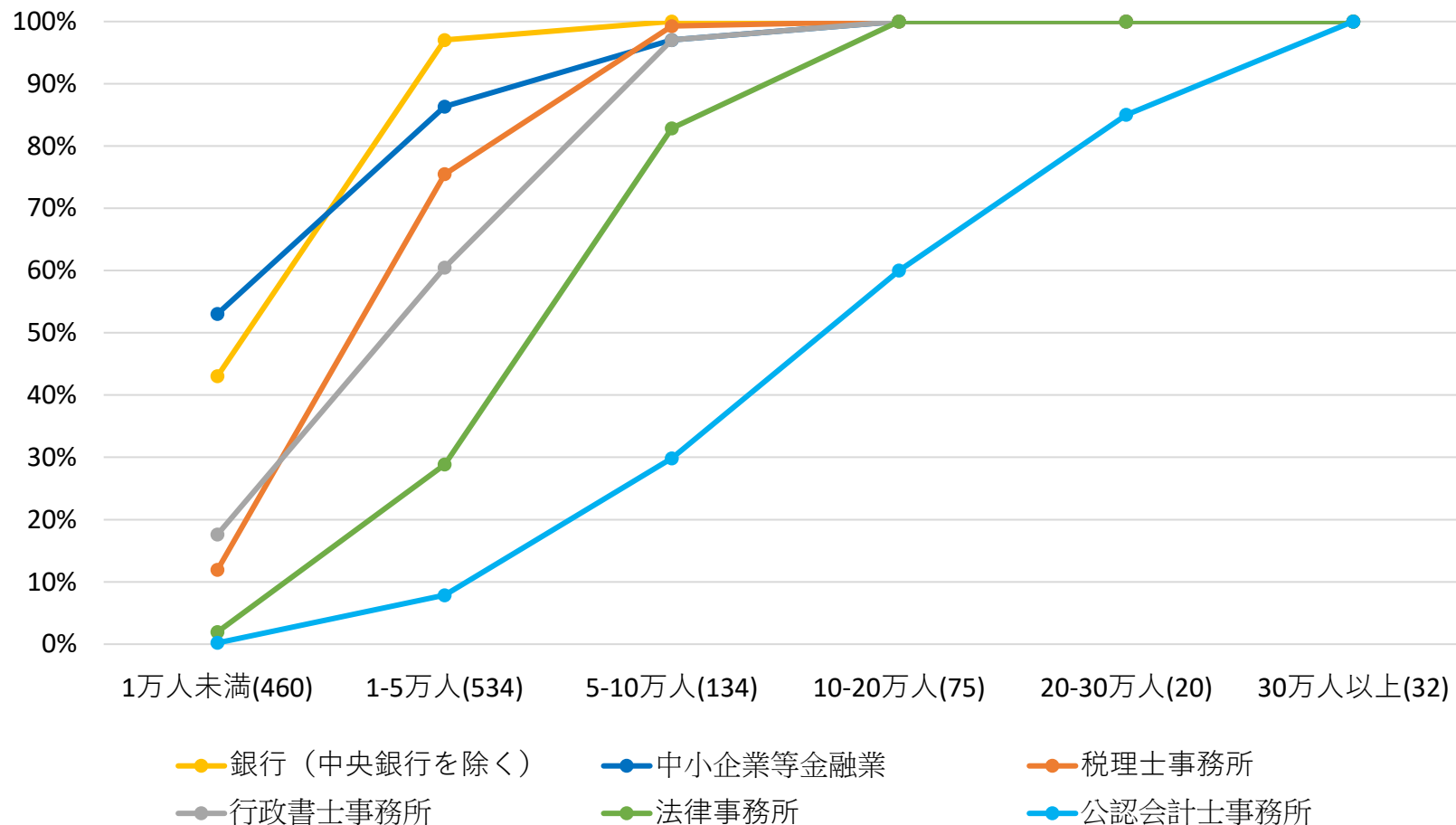


(注)「燃料小売業」は、主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及び液化石油ガス(LPG)を小売する事業所、主として灯油、プロパンガス、石炭、まきなどの燃料を小売する事業所。「百貨店」は、日本百貨店協会「百貨店 店舗所在地」掲載の店舗。「総合スーパー」は、衣食住にわたる各種の商品を小売する事業所で、いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のものうち、「百貨店」以外。「飲食料品小売業」は主として各種食料品を一括して一事業所で小売りする事業所(「食料品スーパーマーケット」を含む)。

(出典)総務省「令和3年経済センサス」、全国のコンビニ一覧「マビオン電話帳(2024年8月30日時点)」、日本百貨店協会「百貨店店舗所在地」をもとに、国土交通省国土政策局作成
 ※三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)を除く。

施設の立地と人口規模【ビジネス関連】

- 「銀行」は、人口5万人以上の市町村で概ね10割立地。「中小企業等金融業」や「税理士事務所」、「行政書士事務所」は、人口1万人以上の市町村で6割以上立地、人口5万人以上で9割以上、人口10万人以上で10割立地。
- 「法律事務所」は、人口5万人以上の市町村で概ね8割立地、人口10万人以上で10割立地。「公認会計士事務所」は、人口20万人以上の市町村で概ね8割以上立地。



（注）「銀行」は中央銀行を除く。「中小企業等金融業」は信用金庫及びその連合会、信用協同組合及びその連合会、商工組合中央金庫、労働金庫及びその連合会の事業所。

（出典）総務省「令和3年経済センサス」をもとに、国土交通省国土政策局作成

※三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）を除く。